議案第22号

大網白里市表彰条例の一部を改正する条例の制定について 大網白里市表彰条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市表彰条例の一部を改正する条例

大網白里市表彰条例(昭和38年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「衆人」を「市民」に、「表彰し、 もって市の自治の振興を促進する」を「表彰することにより、その功績をたた える」に改める。

第2条中「の2種」を削る。

第3条第1項中「一」を「いずれか」に、「のうち、功績顕著な者について市長が行う」を「に対し行うものとする」に改め、同項第1号中「市長」の次に「、副市長又は教育長」を加え、同項第3号を次のように改める。

- (3) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員の職にあって12年以上在職した者第3条第1項第4号中「又は市立学校長(市立学校教頭としての期間を含む。)」を削り、同項第5号及び第6号を次のように改める。
 - (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する市の附属機関の委員又は構成員として25年以上在職した者
 - (6) その他前各号に掲げる役職及び在職年数を勘案し規則で定めるもの 第3条第2項を削る。

第5条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「者について市長が行う」を「ものに対し行うものとする」に改め、同項第1号中「この市」を「市」に、「者」を「もの」に改め、同項第2号中「50万円(法人にあっては100万円)以上」を「50万円以上(法人その他の団体にあっては100万円以上)」に、「者」を「もの」に改め、同項第3号中「一般市民」を「市民」に、「者」を「もの」に改め、同条第2項を削る。

第6条を次のように改める。

(表彰の実施)

第6条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。

第7条中「条例によって被表彰者となった者」を「条例の規定により表彰を 受けるもの(以下「被表彰者」という。)」に、「、記念品及び金品」を「及び記 念品」に、「与える」を「贈呈する」に改める。

第9条の見出しを「(表彰の対象としないもの)」に改め、同条中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「起訴」を「起訴され、」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 大網白里市暴力団排除条例(平成24年条例第15号)第2条第1号に 規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等であるとき。

第9条第3号中「ないと認められるとき」を「ないものとして、規則で定める要件に該当するとき」に改める。

第10条第3項中「あて」を「充て」に改める。

第12条を削る。

第13条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第12条とする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。